

報告・協議 1

広島県銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について

銃砲刀剣類登録審査委員の任期が令和8年4月27日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針を別紙のとおり定めることについて協議します。

令和8年1月9日

広島県教育委員会教育長 篠田 智志

銃砲刀剣類登録審査委員の選任に係る基本方針について（案）

名 称	銃砲刀剣類登録審査委員
根 拠 規 定	銃砲刀剣類所持等取締法第 14 条第 3 項 銃砲刀剣類登録規則第 2 条 銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則
任 務	教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。 ※銃砲刀剣類登録規則第 3 条第 1 項
委員の定数	4 名以内 ※銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則第 2 条
委員の現員	4 名
委員の任期	2 年（令和 8 年 4 月 28 日～令和 10 年 4 月 27 日） ※銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則第 3 条第 1 項
勤 務 形 態	非常勤 ※銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則第 4 条
報酬（令和 8 年度）	10,300 円／日
審査会の年間開催予定回数	9～10 回
重点審議事項	審査対象の銃砲刀剣類が、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類として登録可能であるか否かを鑑定する。
選考基準	1 銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類登録規則に基づき、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の鑑定が可能な学識経験者のうちから選任する。また、男女共同参画に努めるものとする。 2 次のいずれかに該当する者は、選任しない。 (1) 健康上の理由により登録審査への従事が困難と認められる者 (2) 5 期を超える者 (3) 美術商・古物商その他銃砲又は刀剣類の売買仲介等を営む者 (4) 銃砲刀剣類所持等取締法に違反した者及び同法に関連する係争に関係している者

銃砲刀剣類登録審査委員名簿

令和8年1月9日

1 名称 銃砲刀剣類登録審査委員		2 主管課 管理部文化財課	
3 設置根拠 銃砲刀剣類所持等取締法第14条第3項 銃砲刀剣類登録規則第2条 銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則		4 所管事項 県教育委員会の指示を受けて、火縄式銃砲等古式銃砲及び刀剣類の鑑定の職務に従事する。	
5 定数 4名以内	6 構成 4名	7 任期 有・無 令和8年4月27日まで	8 選任要件 銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者 (銃砲刀剣類登録規則第2条)
ふりがな 氏名	年齢	現職	期数
いの うえ たか ふみ 井 上 隆 文	67 歳	会社員 公益財団法人日本美術刀剣保存協会会員 広島県美術刀剣保存協会会員	3 期
う すい とし かず 宇 吹 寿 一	62 歳	公益財団法人日本美術刀剣保存協会会員 広島県美術刀剣保存協会理事	3 期
きの した むね のり 木 下 宗 憲	57 歳	刀身彫刻・装剣金工師 全日本刀匠会賛助会員	2 期
にし もと なお ひこ 西 本 直 彦	84 歳	公益財団法人日本美術刀剣保存協会評議員 広島県美術刀剣保存協会会長	1 期

注 50 音順に記載